

2023年8月22日

外国人技能実習機構
理事長 大谷 晃大 様

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

外国人技能実習制度の適正な実施および技能実習生保護に関する要請

外国人技能実習法施行から5年が経過しましたが、技能実習生に対するハラスメント等の労働関係法令違反や、低賃金・長時間労働などの問題は後を絶たず、困難な状況に置かれている技能実習生が依然として存在しています。

そうした状況も踏まえ、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議において、特定技能制度を含めた見直しを開始され、中間報告書では、技能実習制度を抜本的に見直した「新たな制度」の創設等が示されました。今後、最終報告書の取りまとめに向け議論が本格化する中、制度の見直しを実効的なものとするためには、一元的な監督機関として重要な役割を担っている「外国人技能実習機構」が果たすべき役割は大きく、外国人労働者が安心して働ける環境整備に向け、更なる体制整備と監督指導強化を図ることが期待されます。

連合は、制度本旨に沿った適正な制度運営および技能実習生の権利保護の観点から、下記の項目について要請いたします。

記

1. 外国人技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構と都道府県労働局との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導体制を強化すること。
2. 技能実習生に対して最低賃金以下の賃金しか支払われていない事例が多くみられることは問題であり、外国人技能実習法第9条第9号の「技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」の確認を徹底すること。
3. 技能実習生の人権等を確保し、適正な就労環境のもとで労働できるよう、技能実習生を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底すること。
4. 監理団体等への実地検査や、適切な技能実習計画の認定、さらには技能実習生の保護の観点から、外国人技能実習機構の体制を強化するとともに、職員の人材育成に努めること。
5. 監理団体への年1回の実地検査ならびに実習実施者への3年以内の実地検査を完全履行するとともに、実習計画に沿った技能実習内容となっているか、適正

な職場環境と労働条件が確保されているかを確認すること。また、是正が必要な場合においては、適正な指導を行うとともに、改善報告の確認を行うこと。

6. 実習先の経営悪化等により、技能実習の継続が困難となった技能実習生に対しては、監理団体は新たな実習先を斡旋する必要があることを周知徹底するとともに、監理団体において新たな実習先を斡旋することができない場合においては、外国人技能実習機構が責任を持って新たな実習先を斡旋すること。
7. 技能実習生の中には電話番号を持たない、また自由に外出することもままならない者もいることも踏まえ、メールやSNS等多様な相談支援体制を構築するとともに、技能実習生がアクセスしやすいよう多言語化対応等を含め、相談支援自体の周知を行うこと。
8. 疾病や感染症等を含め公衆衛生や安全衛生に係る技能実習生への情報提供については、やさしい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めるとともに、監理団体および実習実施者への周知を徹底すること。
9. 地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口をはじめ、労働局や外国人技能実習機構で受ける技能実習生からの相談内容については、地域協議会において共有化するとともに、問題事例の把握に努め、技能実習生の保護をはかること。
10. 技能実習生の日本語能力の向上に向け、自治体等が行う支援について監理団体や実習実施者、また技能実習生に対し適切に情報提供を行うとともに、希望する技能実習生が支援を受けられるよう環境整備に努めること。

以 上